

島根原子力発電所2号機における高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定変更認可について

当社は、島根原子力発電所2号機について、高経年化技術評価^{※1}を実施するとともに、長期施設管理方針^{※2}を策定し、2018年2月7日に当該管理方針に係る原子炉施設保安規定変更認可申請を行いました（同日お知らせ済み）。その後、審査内容等を踏まえた補正書を提出しています（[2023年2月](#)、[同年7月](#)、[同年12月](#)ほか）。

本日、本申請について、原子力規制委員会から認可を受けましたのでお知らせします。

<長期施設管理方針の概要>

- ・重大事故時等に機能要求される原子炉格納容器内の難燃ケーブル（原子炉のパラメータ計測や機器の制御等に使用）を、今後の経年劣化を考慮して新品のケーブルに取り替える。
- ・温度や圧力の変化を伴うプラントの起動・停止等の事象により原子炉圧力容器等に亀裂が生じないことを確認するため、当該事象の回数を管理する。
- ・中性子の照射によって原子炉圧力容器が脆くなっていないことを確認するため、今後の照射量を踏まえた試験の実施計画を策定する。
- ・配管の肉厚は水の流れにより薄くなるため、従来の定期的な測定により管理している余裕をもった肉厚（管理値）を下回る可能性が生じた場合は、配管の取替等の対策を行う。

このたびの認可は、日常的な施設管理に加え、当社が策定した長期施設管理方針に基づく施設管理を実施することにより、運転開始後30年目以降も島根2号機の健全性を維持できることについて、同委員会にご確認いただいたものです。

当社は、引き続き、島根原子力発電所のさらなる安全性の向上を不断に追求し、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

※1 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器および構造物等に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年劣化事象の中から、高経年化対策上重要な経年劣化事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性の評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、追加すべき保全策を抽出すること。

※2 高経年化技術評価結果から抽出された、現状の保全活動に追加すべき保全策をもとに、施設管理の項目と実施時期をとりまとめたもの。

以上